

障害者の日常生活及び社会生活を  
総合的に支援するための法律に基  
づく福祉ホームの設備及び運営に  
関する基準 (抄)

—平一八・九・二九—  
厚労令一七六—

注 平二五年厚労令四号により「障害者自立支援法に基づく  
福祉ホームの設備及び運営に関する基準」を現題名に改題す

最終改正 平二五厚労令四

(趣旨)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第八十条第二項の厚生労働省令で定める基準のうち、福祉ホームに係るものは、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条及び第三条第三項において「指定都市」という。)、及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下この条及び第三条第三項において「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条の規定による基準  
二 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第九条第一項(居室に係る部分に限る。)及び第二項

第一号ロ並びに附則第二条の規定による基準  
三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十四条及び第十六条の規定による基準  
四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第八条の規定による基準

五 法第八十条第一項の規定により、同条第二項各号に定める事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

(基本方針)

第二条 福祉ホームは、利用者(福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。)が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金、居室その他の設備を利用せしめるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。  
2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立つたサービスの提供に努めなければならない。  
3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。  
4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制

の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。  
(規模)  
第八条 福祉ホームは、五人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第一〇条 福祉ホームには、管理人を置かなければならない。

2 管理人は、障害者の福祉の増進に熟意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。  
(利用者)に求めることのできる金銭の支払の範囲等

第一条 福祉ホームが利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであつて、当該利用者から支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求めめる際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者から金銭の支払を求めめる理由について書面によつて明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。